

新型コロナウイルス感染症に係る 第5波の発生状況と対策の振り返り【概要版】

令和3年11月1日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1. 本県における第5波の特徴（7月1日から9月30日までの92日間）

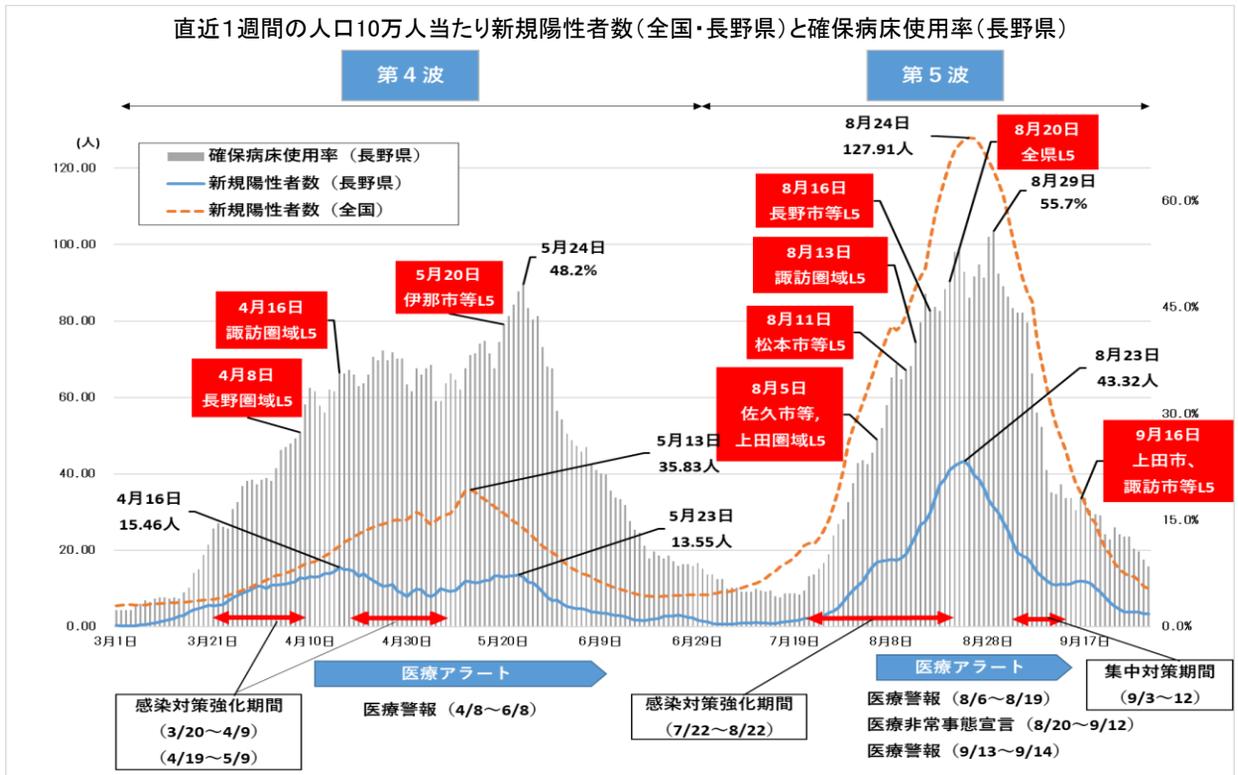
（1）陽性者数等の状況

| 区分 | 陽性者 | | | 重症者 | 死亡者 |
|-----|----------------|-------------------|---------------------|-----|-----|
| | 1日最大 | 1週間の最大 | 1週間の人口10万人当たり最大 | | |
| 第5波 | 158人 (8/18) | 888人 (8/17~23) | 43.32人 (8/17~23) | 16人 | 5人 |

(参考)

| | | | | | |
|-----|------------------|-------------------|---------------------|-----|-----|
| 第4波 | 62人 (4/13,15) | 315人 (4/10~16) | 15.46人 (4/10~16) | 27人 | 50人 |
|-----|------------------|-------------------|---------------------|-----|-----|

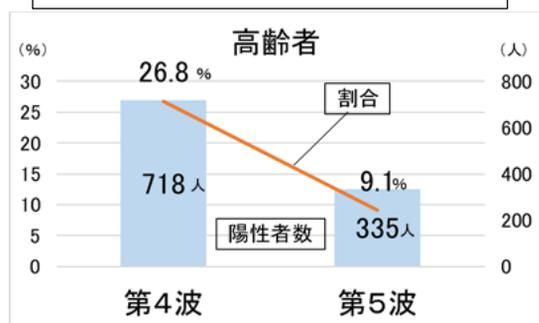
※第4波：3月1日～6月30日（122日間）



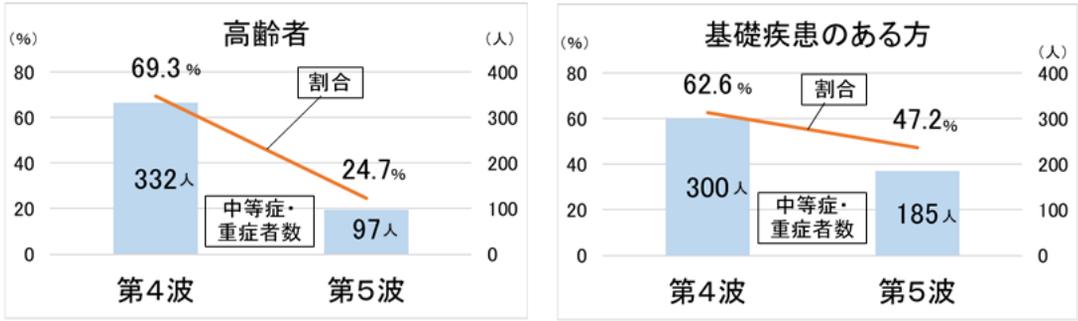
○第5波の特徴

ワクチン接種の進展による効果が表れた一方、ワクチン未接種の方々が強い感染力を持つデルタ株の影響を受けている状況がうかがえる。また、新たな治療法の普及も、入院日数の短縮等に寄与しているものと考えられる。

高齢者の陽性者数、割合が減少

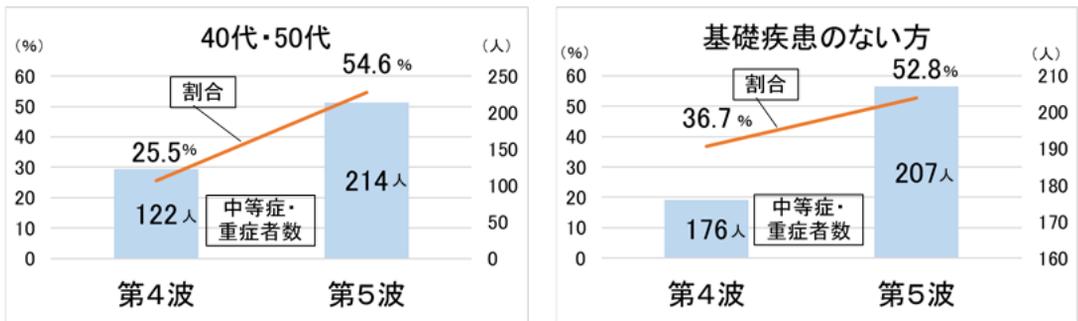


高齢者及び基礎疾患※のある方の中等症・重症者数、割合が減少



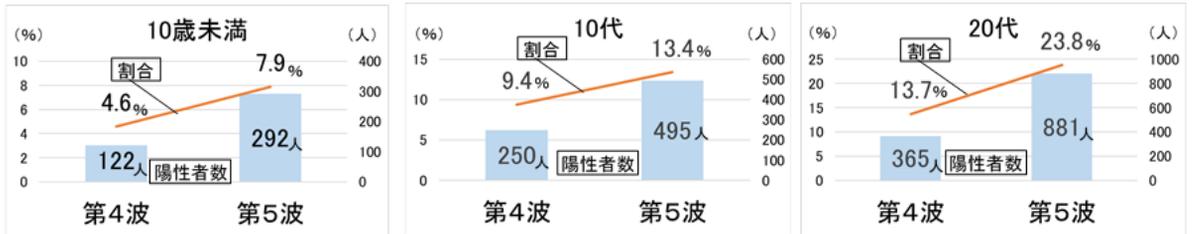
※ 重症化リスク含む。

40代、50代及び基礎疾患※のない方の中等症・重症者数、割合が増加

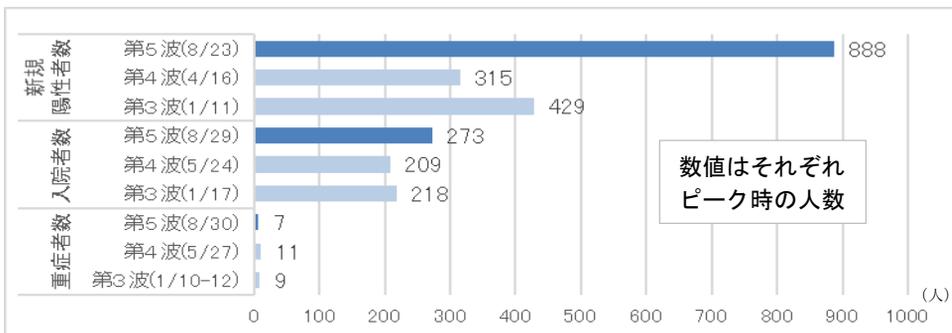


※ 重症化リスク含む。

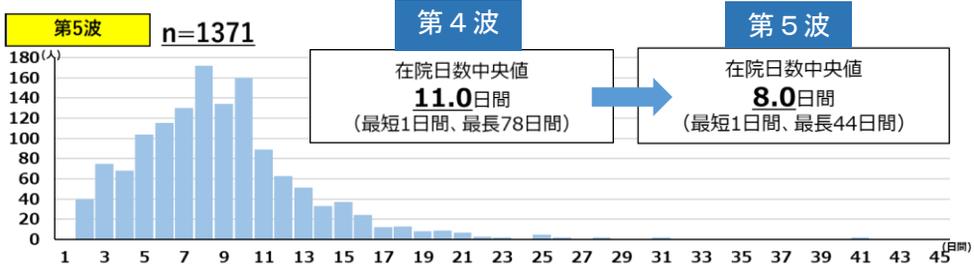
子ども・若者の陽性者数、割合が増加



新規陽性者数の規模に比して入院者数及び重症者数は低水準



入院日数が短縮



死亡者数が極めて少数

新規陽性者数

第4波 2,673人

→ 第5波 3,701人(1.4倍)

死亡者数

第4波 **50**人 → 第5波 **5**人

(いずれも65歳以上)

集団感染等※が減少

| 区分 | 第4波 | 第5波 | 差 |
|-------------|--------|-------|--------|
| 件数(件) | 42 | 28 | ▲14 |
| 陽性者数(人) | 544 | 275 | ▲269 |
| 陽性者全体に占める割合 | 20.40% | 7.40% | ▲13.0p |

※同一の場において、5人以上の陽性者が確認されたもの

ワクチン接種群の陽性者割合は未接種群に比べて大幅に減少

| ワクチン接種回数 | 接種数 (8/3時点) | 陽性者数 (8/17~8/23) | 割合 (陽性者数/接種数) |
|----------|----------------|---------------------|------------------|
| 未接種 | 1,166,361 | 809 | 0.069% |
| 1回目接種のみ | 168,246 | 45 | 0.027% |
| 2回目接種 | 700,364 | 34 | 0.005% |

陽性者の多くがワクチン未接種者

ワクチン未接種者の割合

86.7%

なお、ブレークスルー感染
(ワクチン2回接種14日以降の感染)も確認されている

92.8%
減少

※1 接種数は、県内人口(「毎月人口変動調査(2020年10月時点)」)により計算
 ※2 2回目接種後14日未満の陽性者については、1回接種として集計
 ※3 陽性者数には、患者・無症状病原体保有者を含む。
 ※4 陽性者数の期間は、1週間当たり陽性者数が過去最多(888人)となった期間

○ 第5波における人口10万人当たりの陽性者数(公表日ベース)を見ると、長野県は179.88人であり、47都道府県中少ない方から6番目

| 順位 | 都道府県 | 人口※(人) | 10万人当たり陽性者数(人) |
|----|------|------------|----------------|
| 1 | 沖縄県 | 1,468,410 | 1965.25 |
| 2 | 東京都 | 14,064,696 | 1432.54 |
| 3 | 大阪府 | 8,842,523 | 1087.56 |
| 4 | 神奈川県 | 9,240,411 | 1084.36 |
| 5 | 千葉県 | 6,287,034 | 942.30 |
| 6 | 埼玉県 | 7,346,836 | 928.73 |
| ~ | ~ | ~ | ~ |

| 順位 | 都道府県 | 人口※(人) | 10万人当たり陽性者数(人) |
|----|------|-----------|----------------|
| ~ | ~ | ~ | ~ |
| 42 | 長野県 | 2,049,683 | 179.88 ⑥ |
| 43 | 愛媛県 | 1,335,694 | 179.31 ⑤ |
| 44 | 島根県 | 671,602 | 157.83 ④ |
| 45 | 岩手県 | 1,211,206 | 148.61 ③ |
| 46 | 山形県 | 1,068,696 | 138.30 ② |
| 47 | 秋田県 | 960,113 | 102.80 ① |

※ 2020/10/1 国勢調査

陽性者数は、新型コロナ関連の情報提供：NHK(2021/10/28時点)

(2) 第5波が発生・拡大した要因

【「県外」から「同居者間」等への感染経路の移り変わり】

- 7月から9月にかけての感染経路（上位3つ。「不明」を除く。）の割合を見ると、「県外」は7月に30.1%（89人）と最も多かったものの、9月にかけて減少し、「同居者間」及び「同居外」より低下
- 7月下旬の4連休等を契機に、県外との往来により流入したウイルスが、その後、家庭内や学校、職場等に広がっていったものと思料

【デルタ株への置き換わり】

- 8月中旬にはスクリーニング検査における陽性率は9割を超え、ほぼデルタ株に置き換わったものと推定

2. 発生予防・まん延防止のための取組及び評価

(1) 県内外の感染状況の把握

- 圏域ごとの感染リスクの状況を把握するとともに、県内医療の状況を的確に伝えるため、独自の感染警戒レベル及び医療アラートを運用
- 県外における陽性者の状況については、1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数を毎日把握し、県のホームページで公表

☞ 感染状況や医療提供体制への負荷の状況を県民に的確に伝えることにより、行動変容を促すことに一定程度寄与したものと考えられる。

(2) 時宜を捉えた対策の強化・県民の皆様への呼びかけ等

- お盆、年末年始等人の移動が増加する時期に感染が拡大した過去の経緯や、デルタ株の増加を踏まえ、7月22日から8月22日までを「感染対策強化期間」とし、ウイルスを持ち込まない、感染を広げないための行動等と呼びかけ

☞ 早期の呼びかけが、県民の行動変容に一定程度つながったものと考えられる。
☞ 一方で、各種呼びかけは、県外在住者にはなかなか響きにくかったことから、県外からの来訪者数の十分な抑制には至らなかったものと考えられる。

(3) 感染拡大時におけるまん延防止対策

【感染警戒レベル5「特別警報Ⅱ」の発出】

- 飲食関連が感染経路と考えられる事例は少数であったが、人流を抑制して感染拡大を未然に防ぐ観点から、酒類の提供を行う飲食店等に対し時短要請を実施
- 対策が徹底されている「信州の安心なお店」認証店については、営業継続を選択できる仕組みを新設（全県で149店舗が営業継続を選択）
- ピーク時には、48市町村、最大11,335店舗が時短要請の対象に

| 対象施設 | 区分 | 要請内容 |
|---|----------------|----------------------------|
| 接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）（特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設） | 「信州の安心なお店」認証店 | 営業時間短縮（5時～20時）（※特例あり） |
| | 「信州の安心なお店」非認証店 | ガイドライン遵守 営業時間短縮（5時～20時） |
| 飲食店等（酒類の提供を行うものに限る）（特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設） | ガイドライン非遵守 | 休業 |

- 感染経路が飲食関連の割合は3.5%と、第4波の8.8%から5.3ポイント減少
- 時短要請を早くから行った佐久圏域、上田圏域及び松本圏域の要請対象区域における要請直後の夜間の滞留人口を見ると、前週から15～69%程度減少
- 感染拡大地域との往来者を対象とした検査を実施するとともに、陽性者が多く発生した地域において、市町村とともに無症状の場合もPCR検査を受けるように呼びかけて、集中的な検査を実施（被検査者1,212人、陽性者2人）

【「医療非常事態宣言」の発出】

- 確保病床利用率50%が目前に迫った8月20日には「医療非常事態宣言」を発出し注意喚起するとともに、全県の感染警戒レベルを初めて5に引き上げ、主に次の対策を実施
 - ・ 確保病床のさらなる拡充と緊急的な受入病床の確保の要請
 - ・ 感染拡大地域との往来がある方等を対象にしたPCR検査の実施
 - ・ 信州Go To Eat キャンペーン食事券の販売停止

【「集中対策期間」の設定】

- 確保病床利用率が50%前後で高止まりしている状況を受け、9月3日から12日までの10日間を「命と暮らしを救う集中対策期間」とし、デルタ株による感染拡大を徹底的に収束させるため、主に次の対策を実施（県民の皆様等への協力要請）
 - ・ 人と会う機会を普段の半分以下とすること
 - ・ 県境をまたいだ移動は取りやめること
 - ・ この時期のイベントはできるだけ中止又は延期すること
 （県としての対策）
 - ・ 博物館、美術館、文化ホール、運動施設など県が管理する多くの人が集まる施設の原則休止。同様の対応を市町村にも依頼

- ☞ 医療提供体制のひっ迫を避けるための強い注意喚起は、県民の行動変容に一定程度つながったものと考えられる。
- ☞ 一方、医療警報から医療非常事態宣言への引上げを行っても、感染対策にかかる意識が変わらない県民も一定程度存在した。
- ☞ 県が行った時短要請は、感染警戒レベルの引上げや感染対策強化期間の設定と相まって、感染拡大を一定程度抑制することに寄与した可能性がある。

（4）学校・保育所における取組、対策の強化

- 県立学校では、生徒同士の接触機会低減を図るため、夏季休業終了後から9月12日までの期間、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に定める部活動の活動時間の短縮などに加えて、以下の対策を実施
 - ・ 各校の状況に応じて対面授業とオンライン授業や自宅での課題学習を併用
 - ・ 学校行事や部活動については、原則実施しない。ただし、公式大会出場予定者等に限り、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の部活動を認める。
- 保育所等に対しては、専門家によるセミナー等の開催、感染事例を踏まえた注意喚起、安全な実施が困難な行事等の中止又は延期をお願いするなど、施設内感染の防止の取組を支援

- ☞ 夏季休業後にガイドライン以上の対策を講じたことで、学校内での感染リスクの低減が図られたものと考えられる。
- ☞ 保育所等における感染防止対策については、施設内及び家庭での取組により施設内感染のリスクの低減に一定の効果があったと考えられる。

3. 「新しい生活様式」の定着を推進する取組及び評価

(1) 「信州の安心なお店」等の普及とイベント開催に対する事前相談への対応

- 「信州の安心なお店」認証制度の普及のための広報を実施し、7,240店を認証（うち飲食業4,275店）
- 「全国的な移動を伴うイベント」や「イベント参加者が1,000人を超えるようなイベント」を対象に、事前相談を受け付け（124件、7月～9月の実績）

- ☞ 飲食業関係者の皆様による認証制度の積極的な活用は、飲食関連の感染が減少したことに一定の影響を及ぼしたものと考えられる。
- ☞ 事前相談を受けたイベントでの大規模な感染は確認されていないが、感染防止対策の緩みが生じないよう、きめ細かな対応が必要である。

(2) 行動変容を促すための取組

- 感染対策強化期間の主たるメッセージ「帰省や県外への訪問をできる限り控えること」等の周知徹底のため、県内コンビニ、主要駅等へのポスター掲示、新聞広告、知事メッセージ動画・ラジオ出演に加え、若者世代への浸透を図るためWEB広告やYouTube広告を活用し、集中的に発信
- 集中対策期間中の9月4日には、市町村と連携し全県一斉の街頭啓発活動を実施
- 外国人県民の皆様に向け「お盆期間中の緊急対応を」などの知事メッセージを多言語で作成し啓発
- 県民の力を結集することで、一刻も早いコロナ禍からの脱却を図るため、市町村、関係団体とともに「新型コロナ『デルタ株』と闘う県民共同宣言」を发出（9月30日現在 賛同企業・団体数：2,060）

- ☞ 集中的な発信は、県民の皆様の注意を喚起し行動変容を促すことに一定程度寄与したものと考えられるが、若い世代ほど行動変容につながりにくい傾向がある。
- ☞ 発信媒体を拡充したことで、より多くの外国人県民へ情報提供が可能となった。
- ☞ 共同宣言は、多くの企業等にご賛同いただいていることから、県民一人ひとりの感染対策に係る意識の向上が期待される。

4. 医療提供体制等の充実に向けた取組及び評価

(1) 医療提供体制

- 感染急拡大により、療養者総数が一時1,100人以上にまで増加したことから、1,500人程度となった場合にも対応できる体制を整備
- 新たに中・軽症者用病床38床、重症者用病床1床を確保し、全体で529床（うち重症者用43床）。また、これとは別に緊急的対応病床を79床確保
- 東北中南信全地域で宿泊療養施設の運用を行い、1日最大331人の患者を受入れ。さらに、県内6か所目の施設を中信地域に設置し、受入体制を523人から806人へと強化
- 市町村と連携して自宅療養者の困りごとに対応。7月29日には「健康観察センター」を設置し、健康観察体制を充実させて自宅療養者の急増に対応
- 32病院を中和抗体薬の備蓄医療機関に指定するなど、抗体カクテル療法を速やかに行う体制を整備。さらに、医療機関によるネーザルハイフローの導入に補助し、34病院140台（既存42台を含む）を整備するとともに、検討会開催（32医療機関から約200人参加）により治療方法を共有。第4波において1.0%であった重症者の割合が、第5波では0.4%となり、重症化率が低下

- ☞ 「命を守る1か月」として、8月20日に医療非常事態宣言を発出したが、入院、宿泊療養等への適切な振分け、確保病床の拡充、重症化予防の取組などにより、9月20日を待たず確保病床使用率を40%以下とすることができたことから、9月12日をもって同宣言を解除することができた。
- ☞ 宿泊・自宅療養者については、丁寧な健康観察等により重篤な症状に陥ることを防ぐことができたものと考えられる。また、「健康観察センター」設置による自宅療養者への健康観察体制の充実により、療養者の急増に効果的に対応することができたものと考えられる。

(2) 検査体制

- 令和3年9月末までに589の医療機関を診療・検査医療機関に指定し、13か所の外来・検査センターを引き続き設置するなど体制を維持
 - 変異株の発生動向の迅速な把握のため、医療機関のゲノム解析機器導入を支援するなど、県内のゲノム解析体制の整備を推進
 - 「長野県新型コロナウイルス感染症PCR検査等実施方針」に基づき、濃厚接触者に限らない幅広い検査や、感染拡大地域における無症状者に対する検査など、必要な検査を積極的に実施
- ☞ PCR検査等を戦略的に活用するとともに、診療・検査医療機関でも積極的に検査を実施していただくなど、陽性者の早期発見に努め、感染拡大防止に一定の効果を上げたものと考えられる。

(3) 県保健所体制

- これまで強化してきた体制を維持しつつ、各地方部の行政職員36人に対して新たに保健所への兼務発令を行い、体制を更に強化
 - 多数の陽性者が確認された第5波においても、迅速な積極的疫学調査や濃厚接触者に対する健康観察等を確実に実施
- ☞ 保健所体制の強化により、積極的疫学調査を丁寧・迅速に実施したことで、陽性者の早期発見・感染拡大防止に寄与したものと考えられる。

5. ワクチン接種を進めるための取組及び評価

(1) 市町村等関係団体と連携した取組

- 市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会と県とが一体となってオール信州で取り組む「信州方式」により推進
- 9月8日には、10月末までに県内全体の2回目接種率が80%となることを目指し、希望する方への11月上旬の接種完了に向けて努力すること、希望する妊婦の方への早期接種に努めることを新たに共有し、接種を加速化

(2) 県としての取組

- 市町村接種の補完として、公募した医療従事者を「ワクチン接種支援チーム」として接種会場へ派遣したほか、各地域に県の接種会場を計6か所設置
- 県の接種会場では、高齢者のほか早期接種対象職種として、教職員・警察官・交通事業者・信州の安心なお店従業員等への接種を実施。9月2日からは、妊婦とその家族に対する優先接種枠を設けるとともに、一般の方への接種を開始
- 若年層に向けて、専門家と生配信で対話できる機会を設け、ワクチン接種について改めて考えていただく機会を創出

- ☞ 国からのワクチン供給の減少等に伴う市町村配分の調整など、対応に苦慮する場面もあったが、市町村や関係団体と連携して進めることができた。
- ☞ 希望する高齢者の接種を7月末までにおおむね完了するなど、重症化リスクの高い方々への接種を迅速に進めたことが、医療提供体制のひっ迫の軽減に寄与したものと考えられる。
- ☞ 11月上旬には対象者の2回目接種率が85%を超える見込み。引き続きすべての希望者への早期接種促進に努めていく。

6. 誹謗中傷等を抑止するための取組及び評価

- 松本山雅FC、信濃グランセローズの公式試合において、試合観戦者に対し、誹謗中傷や差別の抑止に関連した啓発冊子を配布するとともに、試合開始前には人権大使が誹謗中傷等を行わないよう呼びかけを実施（試合観戦者数：合計8,130人）
- ワクチン接種を進める取組に併せ、ワクチンを接種できない方等に対して、差別や誹謗中傷等を行わないよう県、市町村から呼びかけを実施

- ☞ メディア等でも誹謗中傷等の抑止について呼びかけられたことから、感染拡大当初と比較して相談件数が減少してきており、県民の皆様の理解が一定程度進んだものと考えられる。
- ☞ 一方で、現在も相談が寄せられており、今後とも状況を的確に把握した上で対応していくことが必要である。

7. まとめ

- 本県における新型コロナの第5波では、これまでにない新規陽性者数の爆発的な増加を経験したものの、直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数は全国平均を大きく下回る水準で推移した。
- 他の多くの都道府県で、緊急事態措置やまん延防止等重点措置に基づく強制力を伴った広範な強い措置が講じられる中、本県においてもまん延防止等重点措置の適用を求めるか否かの瀬戸際の状況となったが、酒類の提供禁止など飲食店に対して極めて影響が大きい措置となること、大型商業施設等への規制は大都市部ほどの効果が見込めないこと、適用された場合、県独自の対策がとりにくくなることなどから、適用の要請を行わなかった。最終的には、県として取り得る最大限の対策を講じることで、対象区域となることなく感染を収束させることができた。
- また、首都圏を中心に医療提供体制が非常に厳しい状況となり、一般医療の制限や救急搬送が困難な事例が生じる中、本県においては「救える命が救えなくなる事態」を回避することができた。
- このことは、医療従事者の皆様のご尽力に加え、この間、県としてこれまでに記載した様々な対策を実施し、多くの県民・事業者の皆様、市町村や関係団体の皆様にご協力をいただいた結果であると考えられる。
- 今後は、第6波に備えつつ、ワクチン接種の一層の加速化、緊急時の療養体制の構築、飲食・宿泊等の事業者支援の充実、感染拡大防止と社会経済活動を両立させるための対策の検討などに全力で取り組む必要がある。